

独占禁止法のリスクを理解する (カルテル規制を中心に)

令和7年5月23日(金)

13:10~14:40



日比谷総合法律事務所 弁護士

中藤 力

第 I 部講演では、中藤弁護士に「独占禁止法のリスクを理解する」と題してお話しいただいた。中藤弁護士は独占禁止法の基本と原則、公正取引委員会と執行の仕組み、違反者への制裁内容、現実の違反事件などを解説した。課徴金減免制度や減算制度によりカルテルは必ず発覚する時代となり、制裁は厳罰化され、自らの意志に反してカルテルに巻き込まれるリスクが高まっていると強調。コンプライアンスとは単なる法令遵守ではなく、違反を疑われないように自分の身は自分で守ることだと認識してほしいと繰り返し説いた。また、リスク回避には相談・報告を徹底することを心がけることが重要であると訴えた。

独占禁止法とは

●独占禁止法の基本は「競争」

独占禁止法(以下、独禁法)は「競争をなさい」ということが大原則です。例えば、企業を相撲の力士だとすると、土俵の上で真剣勝負をなさいということです。もし力士が話し合いで勝負を事前に決めれば八百長です。また、土俵で真剣勝負をするときは公正な方法で競争をなさいということで、相手を倒すためにヘルメットをつけて戦っ

たら反則です。このうち、八百長を禁じているのが不当な取引制限、いわゆるカルテルです。カルテルは競争相手と競争をやめようとする、あらゆる行為が該当すると考えてください。

一つ気をつけてほしいことは、競争があるところには必ず競争制限が起り得るということです。ですから、例えばお客さんを獲得するという受注競争だけでなく、人材確保に関して初任給を規制するようなことを業界で行うとカルテルになります。あるいは、システムの開発制限も、カルテル

になり得ます。

とはいえ、可能性が高いのは販売や受注に関するもので、価格カルテルや入札談合、受注調整、顧客分割などです。顧客分割とは互いにお客さんを取り合うのをやめることです。それぞれ各部署でどういう競争があり、どういう競争制限の可能性があるかを考えることが極めて重要です。

●不公正な取引方法

ヘルメットをかぶって土俵に上がるというのは、当然反則ですが、例えば、相撲では鬘をつかむことを禁じており、たまたま鬘に手がかかってしまった場合でも反則になってしまいます。そういう意味では、反則にもいろいろな種類があります。

不公正な取引方法には、法律そのものと不公正な取引方法の一般指定として17種類の行為が挙げられています。法律で定められたものが5種類で一般指定が15種類ですが、重なるものもあるので17類型となります。

反則行為である不公正な取引方法には、競争に与える影響や市場における地位、相手との関係によって同じ行為をしても違反になる場合とない場合があります。

●違反者への制裁

不公正な取引方法に対する制裁には刑事罰はなく、行政処分だけになります。排除措置命令や課徴金を命じられることがあります。その他に特別な制度として、改善策を公正取引委員会（以下、公取委）に約束し実行すれば違反に問われないという「確約」という制度があります。

また、相手方に被害があれば損害賠償を請求されることがあります。自社ではどのような不公正な取引方法の類型に該当する可能性があるのかを、チェックしておいてください。

不当な取引制限（カルテル）

●カルテルは最も悪質な行為と認定

本日は、不当な取引制限（カルテル）に特化してお話しします。なぜなら、独禁法で最も悪質な

行為とされているからです。刑事罰を含む非常に重い制裁があります。また、カルテルについては非常に特殊な捜査方法が認められており、カルテルは最も身近に存在するリスクになります。

独禁法3条に「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない」とあります。不当な取引制限とは何かというと、独禁法2条6項に定義がありますが、基本的な考え方としては「同業他社と競争の制限につながる行為をすること」と理解しておけばよいと思います。そして、競争を制限するあらゆる行為が含まれるということです。先ほどもお話ししましたが、カルテルは販売や顧客に関するものだけに限らないということです。

また、カルテルが起こり得る市場の範囲も、広いものから狭いものまでいろいろあります。例えば、特定の地域の顧客についての対処を同業他社と話し合えばカルテルになりますし、特定の入札についてどこが受注するのかということや最低価格などについて話し合えば、これもカルテルになります。

●カルテルの成立要件

では、公取委はどのようにカルテルを立証するのでしょうか。

まず、同業者同士の接触があったことの立証が必要で、さらに、その接触において、何らかの競争制限的な合意がなされ、競争制限的な結果が生じたことの立証が必要とされます。ここで気をつけたいのは「合意」の意味です。合意とは普通「私はAだと思います」「私もAだと思います」といってお互いが合意して成立するものですが、公取委がカルテルの合意とするのは、このような明示の合意に限られません。暗黙の了解、共通の意思の醸成で足りるとしています。この暗黙の了解、共通の意思の醸成ということが、後でお話しする課徴金の減免申請と結びついた時に非常に重要な意味を持ってきます。

もう一つ気をつけていただきたいのは、暗黙の了解、共通の意思の醸成とは、自分自身には共通の意思の醸成や共通の合意の意思はなかったとし

でも、そのときの客観的な状況や会話の内容から違反だと認定されてしまうことです。例えば、同業他社との単なる情報交換だと思い、自分にその気がなくても、相手方の認識如何では、カルテルだと認定されてしまう危険性があることをよく理解しておいてください。

次に、「手段方法の如何を問わない」ことがあります。接触と言っても皆で会う必要はなく、電話1本、メール1つで接触としては十分で、そこで共通の意思が醸成されたといわれれば、それでカルテルは成立し得ます。ですから、たまたま街でばったり会ってそういう話が出たということだけで、認定される可能性もあるのです。

三つ目は、「理由の如何を問わない」です。例えば、ある顧客が原価を割った価格で売れといたので、原価を割らない価格で販売しようとした場合、これは不当廉売の抑制だから問題はないと主張しても違反認定されます。なぜなら「理由の如何を問わない」というのが公取委の考え方だからです。したがって、当事者がこれは社会正義なので許されると判断しても、同業他社間で合意したことが競争制限的な効果を持てばカルテルに認定されてしまうわけです。

公取委と独禁法執行

●公取委の組織

調査主体の公取委は、職員1000人を超える大所帯です。多額の予算もついています。審査局が調査を行います。審査局の下には第一から第五までの審査長が、審査長の下に第一、第三、第四までの上席審査専門官がいます。この第一から第五までの審査長と第一、第三、第四の上席審査専門官は独立して一つの事件を調査できることになっています。したがって、本庁だけで八つの部署が事件を同時に担当できます。担当するのはカルテルだけでなく、不公正な取引方法なども調査しますが、同時に八つ担当できるのです。

その上、犯則審査部という刑事告発を行うような事件について調査する部署があります。この犯則審査部も二つあり、刑事告発に値する事件を同

時に二つ担当できることになります。

その他に地方事務所があり、北海道から沖縄までの各地方事務所もそれぞれ審査課を持っています。特に近畿事務所は非常に大きく、四つぐらい審査課があったと思います。地方の事件は地方事務所が担当する場合もあるし、重要な案件は本庁へ移送して行くこともあります。

●独禁法執行の仕組み

調査の端緒のなかで重要な役割を果たしているのは、課徴金減免制度に基づく申告です。これはカルテルに特化した事件の端緒です。いま捜査が行われ違反認定されているカルテル事件の95%以上、99%といってもよいかもしれませんが、ほとんどの端緒は課徴金減免制度に基づく申告と考えてよいと思います。不公正な取引方法の場合にはこの制度はありませんが、不利益を受けた人からの申告が行われることがあり、第三者による申告が端緒になる場合もあります。

一般的な行政処分に向けて行うのが審査です。強制調査としては、立入検査と事情聴取と報告命令があります。立入検査は朝9時30分頃に10～15人ぐらいの職員が入口と出口を押さえて「動かないでください」というところから始まり、机の引き出しや机の上のPCからデータを引き出したり、キャビネットの中の資料を押収したりしていきます。かなり時間がかかることもあります。

事情聴取では、関係する人を公取委に呼んで審査官2人に密室でいろいろ質問され、最終的に供述調書が作成されて証拠となります。事情聴取は基本的に1回で終わることはほとんどなく、私が知る限りで最も多かったのは32回でした。何度も呼ばれて夜遅くまで質問されると、そのうち早く終わらせたくて自分が納得していなくても調書にハンコを押してしまう人もいます。その後、排除措置命令や課徴金納付命令の案が出され、これに対する意見を述べる機会が与えられていますが、私の経験ではここで意見を述べても排除措置命令や課徴金納付命令の内容が変更されることは基本的にありません。

また、不当な取引制限では5年以下の懲役とい

う刑事罰があります。ただし、公取委が検事総長に刑事告発をしないと刑事罰を科すことはできません。告発を前提にして調査するときには、公取委では犯則事件調査という手続きを取ります。犯則事件調査では、例えば、立入調査を臨検と呼び、裁判所から許可状を取って行います。事情聴取に際しては黙秘権を告げて事情聴取するため、より刑事事件に近くなります。犯則事件調査で押収した書類や供述は、そのまま刑事事件の証拠にすることができます。ちなみに、通常の行政処分の調査での証拠は、そのまま刑事事件の証拠にすることはできません。犯則事件調査の臨検は基本的に立入調査と同じですが、例えば、行政処分の調査時には会社支給の携帯電話が押収されますが、犯則事件調査時には個人所有の携帯電話もすべて押収されます。そういう意味では、検察が行う捜査に近いということです。

●課徴金減免制度

調査の端緒の中で触れた課徴金減免制度とは、単純に言えば、企業側に恩恵を与えるから全部白状しなさいという制度です。

もともとは米国のアムネスティープログラム、リニエンスプログラムと呼ばれる制度から始まったものです。米国ではカルテルに加わった人間は必ず刑務所に行き、執行猶予はつきません。会社にも高額な罰金が科されます。しかし、最初に申告すれば罰金は科されず、社員も起訴されることはなく、刑務所に行かなくて済むという制度です。米国では非常に効果的だったので、この制度は世界中に広まり、日本でも導入されました。

ご存じのとおり、この制度は日本でも非常に有効に働いています。現行の課徴金減免制度では調査開始の前と後、申請順位などにより減免率が変わってきます。調査前に1番に申請すると課徴金は全額免除になります。さらに、刑事告発相当の事件でも刑事告発は行わないという最大限の恩恵が与えられます。そのほかの申請順位による減免率は強制調査開始前なら2番目で20%、3～5番目で10%、6番以降で5%です。強制調査開始後でも最初の最大3社までは10%、その後でも5%



「独占禁止法のリスクを理解する」をテーマに講演

減免されます。

加えて、調査協力減算制度が併用されます。申請順位が2番目で課徴金減免率が20%でも、公取委の調査に積極的に協力してそれが有効なら最大40%の減算が適用されます。つまり、申請は2番目でも最大で20%+40%で60%の減額が可能になるのです。この調査協力減算制度は、強制調査開始前は申請順位に関係なく強制調査開始前なら最大40%、強制調査開始後でも最大20%の適用が可能です。また、以前は課徴金の減免が認められるのは5社まででしたが、現在は期間内であれば、数に関係なく、申告した全社に課徴金の減免が適用されます。

●課徴金減免制度の注意点

課徴金減免制度を利用する際の注意点を挙げます。例えば、多種類の商品を販売している場合でA商品でのカルテルを自社で発見したときは、他の商品にもその疑いがないかを考えておかなければならないということです。A商品のカルテルについて1番に申請して全額免除を得られたとしても、他社がBやCの商品について1番に申請すると、そちらは課徴金の減免を受けられないからです。自社で全部調べておく必要があります。

また、他社がA商品のカルテルを申請して調査が始まった場合、自社としてはA商品だけでなくBやCの商品についても調査し、カルテルが見つければ迅速に申請する必要があります。このような理由からカルテルの調査は芋づる式に広がるこ

とがあるのです。

かつて、自動車部品の国際カルテルがありました。事件は電線が束になっているワイヤーハーネスという非常に小さな部品についての申告から始まりました。摘発された会社の中にデンソーがありました。デンソーはワイヤーハーネスについて米国、ヨーロッパ、日本で調査を受けたのですが、そのとき自社内で他の部品について調べたところ、カルテルに多数関わっていたので、すぐに申告しました。すべてデンソーに関わったわけではないのですが、結局、ワイヤーハーネスという1つの部品から始まって最後には100を超える部品が摘発の対象となりました。そして、日本人が何人も米国で刑務所に入ることになりました。さすがに日本の公取委はすべての部品を摘発対象にはしませんでした。課徴金の減免制度により摘発は芽づる式に広がりました。

このように、カルテルは必ず発覚すると思っていないと危険です。

●調査手段としての課徴金減免制度

次に、調査手段としての課徴金減免制度は、現在どのような意味を持っているかについて私見を述べます。いまの制度では、減額をたくさん受けるためには公取委に協力しなければなりません。実はこのことには、次のような問題を含んでいます。例えば、有効な協力ができるということは、要するにカルテルの中心にいて証拠をたくさん持っている会社なわけですが、そのような会社が課徴金



中藤先生の話に耳を傾ける聴講者

減免の恩恵をより受けられることとなります。

また、次のような事例もありました。ある会社は、公取委の調査を受け、会社は課徴金減免申請をしたのですが、当事者である従業員は「私はやっていない」と主張していました。それにも関わらず、会社側は減額申請をしているため、従業員を説得し、結局、公取委の思惑に添った調書が作成されるに至ったというのです。どうしてそれが判ったかという点、この事件では会社が違法行為を認めた後、代表訴訟を起こされ、その訴訟の中で、当該従業員が「私はやっていないが、会社からいわれて供述した」と陳述書を出し、証人として証言したからです。しかし、代表訴訟では、裁判所はそのような主張は取り上げてくれませんでした。

また、その事件では、排除措置命令、課徴金納付命令を受けた別の会社が、違反行為はしていないとして取消訴訟を提起し、その訴訟で先ほど述べた会社の従業員の陳述書も証拠として提出し、課徴金減免申請をした会社の従業員の供述の信憑性を問題としましたが、裁判所は、他が皆で違反したといっているのだから「私はやっていない」という証言が1つや2つあってもその信用性は低いと判断しました。この事件は、5社までしか課徴金の減免申請ができない頃の事件で、争った会社以外にも減免申請をしていない会社もありました。しかし、いまは全部の会社が減免申請できるので、自社以外の会社全部が課徴金の減免申請をしているということも起こりえますので、このような状況で、いくら自分は違うと主張しても認められるのは一層難しくなると考えられます。

ですから、現状では、一度摘発されたら争うことは非常に難しいということを、しっかりと理解しておいてください。

●カルテルに対する制裁

カルテルに対する制裁は、非常に重いです。個人に対する制裁は、刑事告発されない限りはありませんが、医薬品卸の業界でもすでに刑事告発されているので、次に違反行為があれば、刑事告発の対象となる可能性は十分あると考えておかなければ

ればなりません。

個人に対する刑事罰は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金です。いままで、罰金のみで済んだ人はいないので、基本的には懲役刑が言い渡されると考えられます。以前は3年以下の懲役でしたが、法改正で現状は5年以下と重くなりました。これは懲役3年を超えると執行猶予がつけられないことをねらった改正だと思えます。米国では違反者は必ず実刑なのに、日本では実刑にならないのはおかしいという意見があったのだらうと思えます。ただし、実際にはいまのところ実刑判決はなく、執行猶予がついています。

●刑事告発指針

公取委では、どのような事件が刑事告発の対象になるか「刑事告発指針」を出しています。

- ①一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
- ②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である、としています。



資料を示し事例を交えながら解説

皆さんが取り扱っているのは医薬品ですから、国民生活に重大な影響を及ぼすといわれれば反論のしようがありません。また、皆さんの業界は今回か摘発されて刑事告発も1回行われています。自分や自分の会社はやっていなくても、業界がそういう業界だと認識されると刑事告発の対象になる可能性があるということです。

したがって、刑事告発の対象になり得ると考えておかなければなりません。

●個人に対する制裁

刑事告発を受けた個人は、逮捕され勾留される可能性が高いと考えておかなければなりません。私の担当事件で一番長い人は10か月ぐらい勾留されました。要するに、否認すると出してくれないのです。逮捕され勾留されると、新聞に名前が載るので本人はもちろん、家族も大変な状況に陥ります。刑事告発されると、検察が調査するので自宅捜索されます。ただ、起訴されて有罪になっても執行猶予がつく可能性が高いのは、申し上げた通りです。

しかし、執行猶予がついたとしても、基本的に会社には当該従業員を懲戒解雇とする以外に選択肢はないと考えられます。要するに、退職金ももらえずにクビになります。執行猶予つきであっても有罪判決を受け、会社を懲戒解雇になった人がすぐに転職できるとは思えません。しかも家族も

大変な状況になるわけですから、独禁法違反は非常に怖く、リスクが大きいことをしっかり認識しておいてください。

●会社に対する制裁

一方、会社に対する制裁ですが、個人が刑事罰を受けるときには両罰規定で会社も必ず5億円以下の罰金という刑事罰を受けます。5億円なら課徴金額に比べて大したことはないかもしれませんが、罰金は大きなダメージになります。

また、刑事罰とともに、行政的な処分が積み重なります。排除措置命令、課徴金の他、指名停止処分があります。また、民事上も損害を受けたところがあれば損害賠償請求を受ける可能性があります。例えば、先ほどの自動車部品の事件では、自動車会社が損害賠償を請求し、部品メーカーは何億円も損害賠償を支払っています。被害を受けた相手方が上場会社なら損害賠償請求を行わないと株主に怒られるので、損害賠償請求は一般的だと考えておいてください。当然、社会的な信用の失墜にもなります。

独禁法違反事件

●地域医療機能推進機構事件

医薬品卸業界関係の事件としては、独立行政法人地域医療機能推進機構事件がありました。会社と個人が刑事告発され、業界も刑事告発を受けています。

この事件では、排除措置命令、課徴金納付命令をみれば、(株)メディセオが免除になっていることから、ここが最初に申請したところだと分かります。そういう意味では、この業界でも何か違反行為があれば課徴金の減免申請をすることはタブーではないし、しなくてはならないものになっていることが分かります。

●国立病院機構事件

もう一つ、独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアの事件では、(株)アトルが免除になっていることから、ここが課徴金の減免申請を行って発覚したことが分かります。

そういう意味で、もうすでに医薬品卸の業界は繰り返し違反している業界という認識を公取委に持たれているので、次の違反では刑事告発がある可能性を考えておく必要があります。

●電力会社の事件

電力会社では、三つの事件がありました。

まず、中部電力と関西電力の事件です。関西電力は免除になっていますが、中部電力は合計で300

億円近い課徴金があるにもかかわらず課徴金の減免申請を行っていません。

次に、中国電力と関西電力の事件で、中国電力は700億円の課徴金を取られています。関西電力は免除になっています。中国電力も課徴金の減免申請を行っていません。

そして、九州電力と関西電力の事件です。関西電力は免除になっています。九州電力は課徴金の減免申請を行っていますが、違反行為を認めたわけではないと主張しています。

三つの事件では、それぞれ、中部電力、中国電力、九州電力が取消訴訟を提起しており、いずれの事件でも申告をした関西電力の供述などの信憑性などが問題となり、関西電力と争う電力会社という1対1の構図があります。

●五輪事件

五輪事件も刑事告発をされた事件です。ADKという広告代理店が公取委に五輪のテスト大会の入札で談合があったと自主申告した直後に、そのことをマスコミが報道しました。

では誰がマスコミに情報を漏らしたかですが、ADKや公取委だとは考えられません。私は検察ではないかと思っています。この五輪事件は最初から検察が贈収賄などの疑いで調査を開始しました。しかし、なかなか突破口がないことから、検察が独禁法の不当な取引制限を使うことを考え、刑事訴訟法の司法取引という厳格な手続きによるのではなく、ADKが課徴金減免申請し、これがマスコミに出ることで、他の会社も課徴金減免申請をし、調査に協力することを期待したのではないかと思います。先ほどお話ししたように、基本的なルールでは公取委が自ら調査して刑事告発することで検察が調査します。ところが、現実には、最初から検察が不当な取引制限の容疑で調査を行い、その後、公取委に刑事告発をさせるということが行われています。なお、現在、ADK以外の6社は全社否認しており、裁判で係争中です。

こういうケースは意外とあり、私の経験でもカルテル事件で、最初から最後まで一貫して検察が調査を担当し、関係者が公取委に呼ばれたのは1

回だけというものもありました。

●直近の事件

2週間ぐらい前に公取委の発表があった事件ですが、この事件では、公取委の立入の段階で、新聞等では、事件の関係者は頻繁に会合を繰り返して、全国で違反行為をしていると発表されましたし、現実に日本各地の支店などにも立入調査がありました。

私のところに関係者から相談があったのですが、調べてみたのですが、そもそも接触がないのです。年に1回、業界団体の集まりはありましたが、商売繁盛を願い神社にいくら寄付するかを決めるだけで懇親会も開いていません。ただ、調査対象時期に電話が1回かかってきたことがあり、電話口でカルテルらしき話を相手が始めたので「そんな話はできません」といって電話を切ったそうです。ところが公取委は、その1本の電話で疑いを持ち、申告した企業や担当者に何回か電話をした、会合があった、見本市会場で立ち話をしたなどといったことを供述させ、それを基に事件を組み立てて違反があったと認定したのです。

我々は着信履歴など客観的な証拠がなく不当だと意見聴取手続き時に主張しましたが、結局、違反認定されて排除措置命令を出されました。会社は当然争うとしていますが、そもそも認定の根拠は接触したという1人の供述です。その供述はどんどん変遷しているようにも見受けられました。私見ですが、公取委側が「こういう証拠があるのだから、こういったのではないか」と供述を誘導し、筋書きに添った供述調書になったのではないかと考えています。

いま係争中ですが、このように1本の電話を受けただけで違反認定される危険があるのです。もし相手から「今度の入札はどうするのか」といった電話があった場合は、単に、断るだけでは足りず、これを会社に報告し、会社として「御社からの電話を受けたが、うちは絶対に違反行為はしません」といった内容証明を即座に送るといった対応をしないと、自分や会社を守れない状況になっているということです。

カルテルの動機と誘惑

●カルテルを行う理由

ではなぜ、これほどリスクの大きいカルテルを企業や従業員は行うのでしょうか。

一つは、従業員には、競争に負けたら自分のお客さんを取られてしまう、市場から排斥され、会社から怒られるという恐怖感があるからだと思います。

ですから、従業員の心情をそういう切羽詰まった状態にしないようにすることが大事です。負けたら市場から退出させられるというのは事実ですが、それが独禁法の本質であり、冷酷なところです。

もう一つの理由は、カルテルは儲かるということです。値下げ競争が激化すれば、自社の利益をどんどん削って価格を下げなければなりません。ところが競争をやめると、高い価格設定ができるので利益がアップします。

しかし、考えなければならぬのは、そのアップした利益はどこから出ているかです。本来競争があれば顧客の利益になったはずのものをカルテルによって会社がくすねたことになり、一種の詐欺的行為だともいえるわけです。そのため、重い制裁が科せられているのです。カルテルの利益は犯罪による利益だという認識を従業員に浸透させておかないと、安易に利益の確保に走る危険性は高まるでしょう。

●有罪を確信した一言

私が担当した米国の穀物メジャーにまつわるカルテル事件で、「これで有罪だな」と確信した証言がありました。それはシカゴの司法省でFBIが録画したビデオを見ていたときです。関係者の一人が葉巻をくゆらせながら「Customers are enemies, Competitors are friends」と話したのです。訳すと「客は我々から利益を絞るだけの敵じゃないか。そういう意味ではコンペティター（競争相手）は友だちだよ。お互い仲良くすれば利益が上がるじゃないか」です。陪審員がこの証言を聞いたら、絶対有罪にするはずで、現実にその発言をした人



自分の身は自分で守ることが重要だと強調

は有罪になり、刑務所に入りました。

●カルテルに巻き込まれないために

いまの独禁法のこういう運用状況の中では、積極的にカルテルをしようという人はいないでしょう。ですから、巻き込まれないことが極めて大事であり、同業他社と接触することがいかに危険かをしっかり認識しておく必要があります。

課徴金減免制度により、自分はやった覚えがなくても相手方の証言により違反認定されるリスクが高まっています。

いま多くの会社では、基本的には同業他社に会うなというのが基本的なルールになっています。同業他社と会う必要があるときは、事前に届け出て許可を得てから会うというようになっている会社が多いのではないのでしょうか。米国のコンプライアンスプログラムでは、会社の許可を得て出た会合であっても、万一問題になるような発言があったときは、目の前にあるコップに水をついで、それをひっくり返して水をぶちまけ、「自分はこんな会合には出られない」と宣言して帰ってきなさい、そして、すぐに報告しなさいとあります。

日本でそこまでしろとは申しません。ただ、許可を得て出た会合だからと安心して居眠りするようなことをしてはいけません。誰も「あの人は寝ていて知らなかったと思う」とは言ってくれません。「あの人は反対といわなかったので、当然賛同したと思いました」と証言される可能性があるからです。出席したら緊張感を持って、万が一会合

で不穏な話が出たらすぐに退席し、会社に報告して相談し、会社として適切な対応を取らなければなりません。

コンプライアンスは単純な法令遵守ではありません。自分の身を自分で守ることが基本であり、独禁法のコンプライアンスは非常に難しく、会社の99.9%の人が守っていても、たった1人の違反行為で会社の違反が認定されます。違反者は自業自得ですが、他の独禁法を遵守している人に対して、会社の業績が悪くなり社会的信用が落ちるといった被害を及ぼすことになります。そうならないよう、自分を守るだけでなく、部下をしっかり監督し、さらに、上司がおかしなことをしていると感じた場合には、部下がしかるべき部署に報告できるようにすることまでをコンプライアンスとして行わせる必要があるでしょう。

繰り返しますが、コンプライアンスの遵守とは違反をしないということではなく、違反を疑われるような状況にならない、疑われそうなところに近づかないということなのです。

●独禁法という塀は動く

もう一つお伝えしたいのは、独禁法という塀は動くということです。いままで塀の上を歩いていた（違反認定されなかった）けれど、突然塀が外側に動いて（認定要件が変わり）落ちてしまう（違反認定される）ことが起こります。例えば、当業界のある労務提供については私は何年前に公取委に禁止対象とするよう改正を主張し却下されましたが、いまではその労務提供は当然に違反とされています。その他に、一昔前までは、同業他社と会ってもよいが、これ以上の具体的な話をしては駄目だというのが一般的な独禁法のコンプライアンスの指導内容でした。いまは会ったという事実だけで違反認定される可能性があります。独禁法の塀は動くので、常に認識をアップデートしておいてください。

独禁法は簡単そうで難しいので、何かあれば相談する、報告することが非常に大事です。そのような体制をきちんと構築していただくことが重要だと思います。

質疑応答

質問1 独禁法違反の研修や社内教育も行われているのに違反が繰り返されるのはなぜでしょうか。また、対応策を教えてください。

中藤 5年ぐらい経つと、みんな事件のことを忘れてしまいます。事件の記憶は当事者だけに、閉鎖的に残るものです。ですから、研修会などを反復していくしかないでしょう。

また、社内の上層部が持っていた業界内での常識を払拭していくには5年ぐらいはかかると思います。教育を繰り返しながら10年経つと上層部の人や意識もだいぶ入れ替わるので、コンプライアンス意識の高い人をだんだん増やしていくしかないと思います。私はある企業で10年ぐらいコンプライアンスを担当していますが、意識はかなり変わってきたと実感しています。そうなると業界も変わってくるし、社内では何かあったらすぐに相談する風土ができてきます。

質問2 課徴金減免制度ができたとき、申告の順番はFAXで決めたそうですが現在はどうか。

中藤 いまは、メールによる申告という方法に変わっています。

質問3 同業他社と会わないのが独禁法違反リス

クの回避に一番よいのですが、流通改善や取引慣行改善といった会合もあります。公共の利益に資することは例外だと思うのですが、どのような例があるのかを教えてください。

また、会合では弁護士同席がよいとは思いますが、地区会などでは難しく、そういう場合の対策を教えてください。

中藤 独禁法の定義には、「公共の利益の利益に反して」という文言がありますが、基本的に公取委はこの部分には配慮しないといっているので、公共の利益に合致するからよいと安易に判断してはいけません。例えば、地区で何かを行うのであれば、行ってよいかをまず本部に問い合わせたり、公取委に確認したりすることが必要だと思います。

また、会合に弁護士同席が難しい場合は、どのようなことを発言してはいけないかといったルールを決めて、そこに事務局が出席してそのことを必ず確認した上で議事録を作成しておくのも一つの方法です。すべて議事録に記載されることを前提にして、後で議事録を確認してもらうことも必要になるかもしれません。

大切なことは、会合前に独禁法違反に抵触するような発言はしないという事前確認をしてから始めることです。



中藤先生に質問する聴講者